

# 富山地域 合併協議会だより



## 目次

協議結果及び新市の サービスと 負担水準について	2ページ～ 11ページ
事務局通信	12ページ

## 固定資産税は1.4%

### 都市計画税は0.25%に税率を統一します

住民に皆さんの暮らしに深くかかわる地方税や保育料、水道料などに関する調整方針が第11回合併協議会で提案どおり承認されました。

富山地域合併協議会では、新市の『サービス』と『負担』がどうなるのか、住民の皆さんが分かりやすい資料づくりに努めるとともに、今後も積極的な情報提供を心掛けます。

# 新市(富山市)のサービスと負担を資料提示

## 事務事業の一元化作業の進捗率は、2月末で88%に

合併協議に欠かす事のできない事務事業のすり合わせ(一元化)が着実に進められている中で、特に住民の皆さんの暮らしに深くかかわる新市の「サービス」と「負担」について纏めた資料が、合併協議会に報告されました。また、第11回合併協議会において、協定項目10「地方税の取扱い」ほか7項目の調整方針が承認され、全体として約88%の事務事業が協議済みとなっています。今後さらに協議を進め、住民の皆さんに分かりやすくお知らせできるように努めます。

### 第9回協議会

12月25日、富山国際会議場 多目的会議室で開催

出席委員=47人

傍聴=報道関係 8社(8人) 一般(8人)

議案(正式協議)

●富山地域合併協議会監事の選任について

規程に基づき会長が推薦した金井 保富山市収入役の就任が同意されました。

報告

●事務事業一元化の調整結果について

12月2日現在の進捗状況として、55%の事務事業が協議済みである旨報告されました。

●第4回市町村建設計画策定委員会からの報告について(詳細は5Pを参照)

新市建設計画(将来構想の素案)に関する住民説明会の結果報告、第5章「新市の主要施策」の素案について、協議された旨報告されました。なお、住民説明会等で出された意見・要望など

を踏まえながら、今後も策定委員会の中で鋭意、協議・検討していくことが確認されました。

### 第10回協議会

1月30日、とやま自遊館ホールで開催

出席委員=44人

傍聴=報道関係8社(9人) 一般16人

議案(正式協議)

●協定項目21・1、企画議会関係事業の取扱い(その1)について

2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

・**総合計画の策定** 新市総合計画は、新市建設計画との整合を図りながら、合併後、新市の新たな策定方針に基づき策定する。

・**選挙公報の作成及び配布** 配布方法は新聞折込とする。また、市議会議員・市長選挙における選挙公報を発行する。

【委員から出された意見等】

新市の総合計画と、現在策定委員会で協議している「新市建設計画」との関係を確認に表現するため、調整方針の中に「新市建設計画との整合を図り」という文言を追加してほしいとの修正動議が出されたため、この件について、協議した結果、修正案の文言を追加することが確認されました。

●協定項目21・6、商工立労働関係事業の取扱い(その1)について

3項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

・**工業団地**

分譲・造成済団地 現行のとおり新市に引継ぎ、企業誘致・立地の促進を図る。

用地取得済団地 現行のとおり新市に引継ぎ、既存の造成済団地の分譲状況や企業の進出計画を見極めながら整備する。

計画・構想団地 経済状況・企業の進出動向などを踏まえ、合併後に検討する。

・**新産業の創出** 現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に新市としての産業振興ビジョン策定の中で施策の検討を行う。

・**観光施設の施設建設、管理、営業等** 現行のとおり新市に引継ぎ、新市において、新たな経営形態を検討する。

【委員から出された意見等】

観光施設の施設建設、管理、営業等の調整方針にある「新たな経営形態を検討する」という表現について、正しくその通りであるとの考えを示されるとともに、国際化を踏まえた観光開発の観点なども視野に入れた幅広い対応について検討願いたいとの要望が出されました。

企画議会関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事務事業名	総合計画の策定
富山市	<b>富山市総合計画新世紀プラン</b> ・基本構想 平成13年度～平成27年度 ・第1期基本計画 平成13年度～平成17年度 ・第1期実施計画 平成13年度～平成17年度
大沢野町	<b>第4次大沢野町総合計画（うるおい・ぬくもりプラン）</b> ・基本構想 平成13年度～平成22年度 ・前期基本計画 平成13年度～平成17年度 ・前期実施計画 平成13年度～平成17年度
大山町	<b>第4次大山町総合計画「21PLAN OHYAMA」</b> ・基本構想 平成13年度～平成22年度 ・前期基本計画 平成13年度～平成17年度 ・前期実施計画 平成13年度～平成17年度
八尾町	<b>第4次八尾町総合計画</b> ・基本構想 平成9年度～平成18年度 ・基本計画 平成9年度～平成18年度 ・前期事業実施計画 平成9年度～平成13年度 ・後期事業実施計画 平成14年度～平成18年度
婦中町	<b>婦中町新町民総合計画</b> ・基本構想 平成8年度～平成17年度 ・基本計画 平成8年度～平成17年度 ・前期実施計画 平成8年度～平成11年度 ・後期実施計画 平成12年度～平成17年度
山田村	<b>第2次山田村総合計画「やまだ21世紀のシナリオ」</b> ・基本構想 平成15年度～平成24年度 ・前期基本計画 平成15年度～平成19年度 ・前期実施計画 平成15年度～平成19年度
細入村	<b>第3次細入村総合計画</b> ・基本構想 平成14年度～平成20年度 ・基本計画 平成14年度～平成20年度

商工労働関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事務事業名	工業団地			観光施設の施設建設、管理、営業等		
	分譲・造成済団地	用地取得済団地	計画・構想団地	スキー場	温泉	キャンプ場
富山市	・富山市ハイテク・ミニ企業団地 ・草島工業団地 ・上条工業団地 該当なし	・四方テクニカルパーク ・水橋リバーサイドパーク ・金屋企業団地 （仮称）呉羽南部企業団地	・富山エコ産業団地 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
大沢野町	中大久保企業団地 ・（仮称）大沢野町西部企業団地 ・大沢野町企業立地用地 該当なし			猿倉山スキー場事業 春日温泉維持管理事業 春日温泉郷の源泉（温泉ポンプ）の定期点検及び整備 猿倉山周辺管理事業 猿倉コミュニティセンター、猿倉展望台、風の城、猿倉管理棟、猿倉芝生広場、猿倉キャンプ場、猿倉バーベキュー施設等の管理運営 大沢野町健康文化推進財団へ管理運営委託	直営（一般会計）	直営（一般会計）
大山町	該当なし	該当なし	花崎・上大浦工業団地	極楽坂スキー場事業 大山観光開発（株）に管理運営委託 該当なし	該当なし	該当なし
八尾町	・富山八尾中核工業団地 ・三田（桐尾）地区工場用地（第1期造成） 三田（桐尾）地区工場用地（第2期造成）		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
婦中町	・富山イノベーションパーク ・婦中町臨空工業団地 （仮称）西本郷企業団地	・婦中企業団地 該当なし		該当なし	該当なし	該当なし
山田村	該当なし	該当なし	該当なし	牛岳温泉スキー場事業 山田村温泉健康センター事業 温泉施設「牛岳温泉健康センター」、宿泊施設「ささみね」森のコテージ木MAMA「牛岳温泉グリーンパレス」の管理運営 牛岳温泉源泉管理事業 牛岳パノラマオートキャンプ場事業 管理棟、サニタリー棟炊事場、シャワー室、バンガロー、フリーサイト等の管理運営 直営（一般会計）	直営（特別会計）	直営（特別会計）
細入村	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし 神通峽岩稲温泉「楽今日館」 「楽今日館」の管理運営 （有）飛越ふれあい企画に管理運営委託 割山森林公園「天湖森」キャンプ場事業 コテージ、オートキャンプサイト、フリーキャンプサイト、天体観測棟、テニスコート、パークゴルフ場等の管理運営 細入村林業関連施設運営協議会に管理運営委託		



調整方針について説明する事務局員。住民の皆さんの関心の高い事項とあって説明にも力が入ります

- 協定項目21・8、都市整備関係事業の取扱い(その2)について
- 4項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。
- ・都市計画区域の決定 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- ・都市計画の地域・地区の決定及び変更 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- ・区域区分の決定 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- ・都市計画マスタープランの策定 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に全市域を対象とする新たな計画を策定する。
- 協定項目21・9「建設関係事業の取扱い(その1)」について
- 5項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。
- ・除雪計画の策定 各市町村の現計画を基に、

都市整備関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事務事業名	都市計画区域の決定	都市計画の地域・地区の決定及び変更
現況	富山市 ・線引き都市計画区域(市内全域) ・市街化区域 市街化調整区域	計画的な土地利用の規制・誘導 ・線引き都市計画区域 市街化区域;用途地域(9) ・その他の主な地域地区 高度利用地区 風致地区など
	大沢野町 ・非線引き都市計画区域(一部、用途地域) ・都市計画区域外	計画的な土地利用の規制・誘導 ・非線引き都市計画区域 一部用途地域(8)
	大山町 ・非線引き都市計画区域(一部、用途地域) ・都市計画区域外	計画的な土地利用の規制・誘導 ・非線引き都市計画区域 一部用途地域(7)
	八尾町 ・非線引き都市計画区域(一部、用途地域) ・都市計画区域外	計画的な土地利用の規制・誘導 ・非線引き都市計画区域 一部用途地域(10)
	婦中町 ・線引き都市計画区域(一部地域) ・市街化区域 市街化調整区域 ・都市計画区域外	計画的な土地利用の規制・誘導 ・線引き都市計画区域 市街化区域;用途地域(7)
	山田村 ・都市計画区域外のため該当なし	・都市計画区域外のため該当なし
	細入村 ・都市計画区域外のため該当なし	・都市計画区域外のため該当なし

建設関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事務事業名	除雪計画の策定	除雪対策事業
現況	富山市 車道除雪計画路線 市道(幅員6m以上) 歩道除雪計画路線 歩道幅員2m以上 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:積雪深20cm以上	車道除雪延長 1,323km 委託業者数 187社 歩道除雪延長 113km
	大沢野町 車道除雪計画路線 主要幹線道他 歩道除雪計画路線 歩道設置路線 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:積雪深10cm以上	車道除雪延長 101km 委託業者数 24社 歩道除雪延長 6km
	大山町 車道除雪計画路線 町道 歩道除雪計画路線 歩道設置路線 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:状況により	車道除雪延長 88km 委託業者数 23社 歩道除雪延長 3km
	八尾町 車道除雪計画路線 町道 歩道除雪計画路線 歩道設置路線 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:状況により	車道除雪延長 216km 委託業者数 27社 歩道除雪延長 0.2km
	婦中町 車道除雪計画路線 町道 歩道除雪計画路線 歩道設置路線 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:積雪深10cm以上	車道除雪延長 246km 委託業者数 38社 歩道除雪延長 5km
	山田村 車道除雪計画路線 村道 歩道除雪計画路線 歩道幅員1m以上 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道:積雪深10cm以上	車道除雪延長 66km 委託業者数 3社 歩道除雪延長 2km
	細入村 車道除雪計画路線 村道 歩道除雪計画路線 該当なし 出動基準 車道:新降雪10cm以上 歩道: -	車道除雪延長 28km 委託業者数 1社(個人) 歩道除雪延長 -

- 合併時に新たな計画を策定する。
- 除雪対策事業 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

- 地域防災計画の策定 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定する。
- 公園緑地の維持管理 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- 市町村営住宅の総合計画策定 現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に各市町村の現計画を基に、新たな計画を策定する。

【委員から出された意見等】

住民アンケート結果にも除雪対策事業の重要性が挙げられている。「現行のとおり」では物足りないのではないかとの意見が出されたため、次の内容を含めた調整案である旨の補足説明がありました。

- ・現在市町村で実施されている除雪対策は、その現状を維持しつつ新市に引き継ぐものである。
- ・除雪の出動基準等についても、現状レベルを落とさないような設定を考えている。

「除雪計画の策定」時期について、「合併時」ではなく、「合併までに」計画を練り上げてほしいとの要望が出されましたが、新市ができる前に新市の計画を作ることは不可能である。けれど、不測の事態に備えた対応策について検討する旨の説明により、原案ごお



除雪体制の充実を求め発言する住民代表

り承認されました。

- 協定項目21・12「消防関係事業の取扱い（その1）」について  
5項目について、正式協議事項として提案しましたが、次回協議予定の「電算システム統合」の問題と密接に関連していることから、議長提案により、2月の協議会で一括して審議することになりました。

【委員から出された意見等】

災害救助の観点から、無線や携帯電話が通じないなど、山間地における不感地帯の解消に取り組んでほしいとの要望が出されました。

正式議案の先送りについて、今後の諸準備にも悪影響を及ぼしかねないことから、判断時期を誤らないよう留意してほしい旨の意見が出されたため、議長より「ズルズルと事の決定を先延ばしにする」という思いではない」との説明がありました。

第4回市町村建設計画策定委員会

12月25日、富山国際会議場 多目的会議室で開催

出席委員 17人

傍聴 報道関係6社（6人） 一般（3人）

議案

- 新市建設計画についての住民説明会の結果について

**開催状況について** 大沢野町民文化会館ほか6会場、延べ850人の住民の方々の参加があった旨報告されました。

**住民の方々から出された意見等** 新市のまちづくりに関して、「具体的な将来の姿が見えない」「将来の人口設定も含めた人口増に繋

がる施策を展開してほしい」など、また、新市の財政計画においては、「歳出を抑え、歳入が増えるような対策を迅速に講ずるべき」などの意見が出された旨報告されました。

- 新市建設計画 第5章「新市の主要施策素案」について

新市の主要施策については、新市の将来像実現に向けた6つの基本方針ごとに体系付けをし、その柱に沿って、主要事業を位置づけていくという基本的な考え方、整理の仕方が確認されました。

今回出された意見や、協議会等での意見等も踏まえ、次回の策定委員会で対応策を協議することが確認されました。

【委員から出された意見等】

人口増に繋がる少子化対策はないのか。「中心市街地」という表現を、もっと工夫できないか。

全体的に、農村部の大切さ・農村空間の重要性」に関する記述が弱いように感じられる。

都市部と中山間地域の交流促進で、農村地域の交流も含まれるよう記述してほしい。

海拔0m～3,000mを有する地理的景観、地域特性をもっと強調してほしい。

観光が産業として成り立ち、観光産業という表現ができるよう内容を調整してほしい。

事務局通信

『新市の主要施策の体系』については、6Pを参照ください。また、現在協議中の新市建設計画第5章「新市の主要施策素案」部分については、まとまり次第、皆さんにお知らせすることになります。

# 新市の主要施策の体系

## 地域の連携で支えあい、 健やかに生きる健康福祉のまちづくり

### 【健康・福祉の充実】

#### 思いやりと助け合いのある地域社会の育成

- 地域福祉活動の推進
- 人にやさしい環境づくりの推進

#### 総合的なサービスの連携と充実

- 保健・医療・福祉の一体的な推進
- 障害者（児）福祉サービスの充実
- 高齢者福祉サービスの充実
- 要介護者等福祉の充実
- 社会参加と生きがいづくりの充実

#### 安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進

- 少子化への対応
- 子育て環境の整備
- 健全育成の推進

#### 誰もがいきいきと暮らせるまちづくりの推進

- 生涯健康づくりの充実
- 生活衛生の充実
- 地域医療体制の充実



## 暮らしを支える都市・生活基盤が 充実したまちづくり

### 【生活環境の向上】

#### 機能的な都市基盤の充実

- 広域拠点地域の都市機能整備
- 生活拠点地域の整備
- 広域交通ネットワークの構築

#### ITを活用した地域の魅力の充実

- 市民の満足度の向上
- 簡素で効率的な行政運営の実現
- 地域情報化の推進

#### 人にやさしく、快適で安全なまちづくりの推進

- 適正な土地利用の推進
- 富山らしさを活かした景観の形成
- 公共交通機関の利便性向上
- 道路の整備
- 住宅・住環境等の整備
- 雪対策の推進
- 災害に強いまちづくりの推進
- 安全で安心できるまちづくりの推進



## 豊かな自然を保全・活用する まちづくり

### 【自然との共生】

#### 共生を実感できる環境活動の推進

- 田園環境の保全と活用
- 森林環境の保全と活用
- 川辺環境の保全と活用
- 海辺環境の保全と活用
- 自然と出会えるまちづくりの推進
- 地域の環境整備

#### 循環型社会の構築

- 循環型まちづくりの基盤整備
- 廃棄物の減量とリサイクル
- 廃棄物の適正管理
- エネルギー対策の推進
- 地球環境問題への対応



## 新しい価値やしくみを創造する まちづくり

### 【産業の振興】

#### 新しい時代にふさわしい産業の活性化

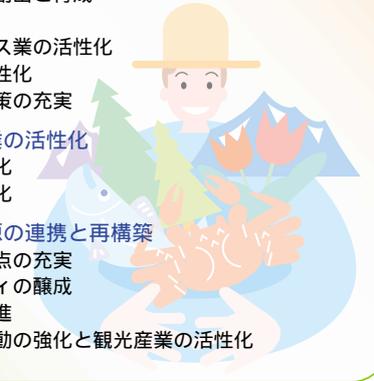
- 新たな産業の創出と育成
- 工業の活性化
- 商業・サービス業の活性化
- 地域産業の活性化
- 雇用・就労対策の充実

#### 環境共生型産業の活性化

- 農林業の活性化
- 水産業の活性化

#### 多様な観光資源の連携と再構築

- 観光・交流拠点の充実
- ホスピタリティの醸成
- 広域観光の推進
- 観光客誘致活動の強化と観光産業の活性化



## 新たな豊かさの発見と実現を可能にする 教育・文化のまちづくり

### 【教育・文化の振興】

#### 学校教育環境の充実

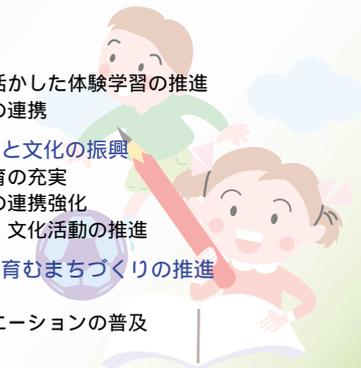
- 学校教育の充実
- 多様な地域資源を活かした体験学習の推進
- 家庭・地域・学校の連携

#### 地域に開かれた教育と文化の振興

- 地域に開かれた教育の充実
- 高等教育機関等との連携強化
- 市民の芸術・伝統・文化活動の推進

#### 創造力と生きがいを育むまちづくりの推進

- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーションの普及



## 市民が主体となって交流や連携を 進めるまちづくり

### 【交流・連携・協働の促進】

#### 様々な交流機会の創出

- 多様な地域間の交流の推進
- 都市間交流・国際交流の推進
- 市民主体の交流の推進

#### 住民組織の育成・支援

- 市民主体のまちづくりの推進
- コミュニティ活動の促進
- 市民の自主的な活動への支援
- 男女共同参画社会の推進
- 活動拠点施設の整備



第11回協議会

2月26日、とやま自遊館ホールで開催

出席委員 46人

傍聴 報道関係10社(13人) 一般(22人)

議案(正式協議)

- 協定項目10「地方税の取扱い」について10項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

個人市町村民税

- ・均等割税率 年額二千五百円(標準税率)とする。
- ・所得割税率 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

均等割	
富山市	年額 2,500円
大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	年額 2,000円
新市	年額2,500円になります。ただし、平成17年度は、旧市町村の人口区分によります。

所得割	
富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%
新市	現行のとおり、変わりません。普通徴収の納期は、6月、8月、10月、1月に統一します。

- ・納期 特別徴収は現行のとおりとし、普通徴収は6月・8月・10月・1月とする。
- 法人市町村民税 均等割・法人割とも制限税率とする。

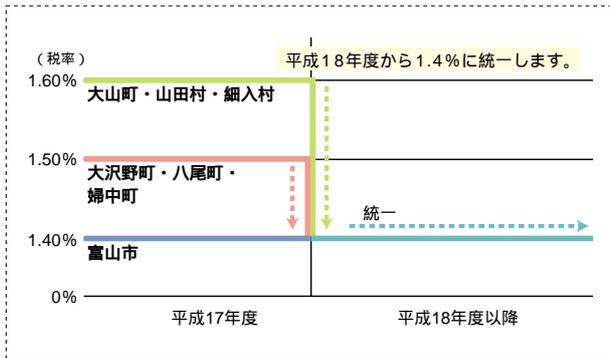
【参考】個人市町村税の均等割税率は、人口5万人以上50万人未満の市は、年額2,500円と定められています。

固定資産税

- ・税率 1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。
- ・不均一課税 廃止する。
- ・課税免除 工業生産設備に係る課税免除は廃止する。ただし、過疎地域(山田村・細入村)に係る課税免除は、新市に引き継ぐ。
- ・納期 4月・7月・12月・2月とする。

富山市	1.4%
大沢野町・八尾町	1.5%
大山町・婦中町・山田村・細入村	1.6% (婦中町は平成16年度から1.5%)
新市	平成18年度から1.4%に統一します。ただし、平成17年度の旧7市町村の税率は、現行の税率のままです。納期は、4月、7月、12月、2月に統一します。

固定資産税



第5回市町村建設計画策定委員会

1月30日、とやま自遊館ホールで開催

出席委員 14人

傍聴 報道関係7社 一般(8人)

議案

- ・新市建設計画 第5章「新市の主要施策(素案)」について

第4回市町村建設計画策定委員会での意見と対応について

新市の主要事業について

新市の主要施策に係る主な事業について協議した結果、表現の正確さや分かりやすさを再検討した上で、次回の会議に、第6章「公共施設の統合整備」及び第7章「財政計画」部分を含めたもので、一括して提示することが確認されました。

【委員から出された意見等】

主要事業について、一行目に施設整備が多く挙げられているが、記載順に配慮してほしい。

6次産業化等推進事業など、内容の分かりにくい事業について、表現を工夫できないか。

食文化には触れられていないので、食育というか食文化の運動など、関連できる事業があれば良いと思う。



宮口委員長を中心に、毎回活発な議論が展開されます

入湯税

富山市・大沢野町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	1人1日(1泊2日を含む。): 150円
大山町	1泊2日: 150円 日帰り: 50円
新市	1人1日につき(1泊2日を含む。)150円に統一します。

市町村たばこ税 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 鉱産税 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 特別土地保有税 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 入湯税 1人1日(1泊2日を含む)150円(標準税率)とする。



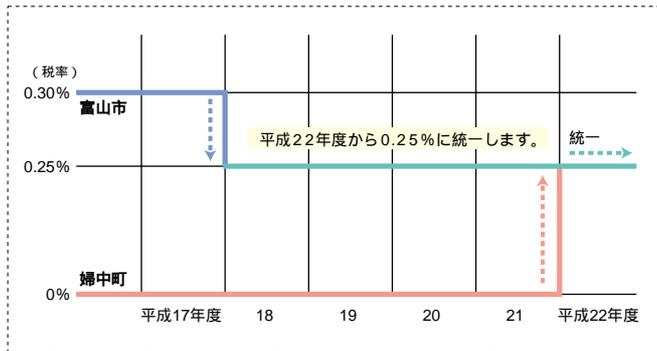
現在課税されていない6町村の区域について  
**事業所税** 現行のとおり課税する。ただし、

軽自動車税

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	<b>原動機付自転車</b> 50cc以下1,000円 90cc以下1,200円 90cc超1,600円 三輪20cc超2,500円 <b>軽自動車</b> 二輪2,400円、三輪3,100円 四輪以上(乗用営業用) 5,500円 四輪以上(乗用自家用) 7,200円 四輪以上(貨物営業用) 8,000円 四輪以上(貨物自家用) 4,000円 <b>小型特殊自動車</b> 農耕用 1,600円 その他 4,700円 <b>二輪小型自動車</b> 4,000円
	新市

軽自動車税 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 なお、納期は5月とする。

都市計画税



富山市・婦中町	富山市 税率: 0.3% 市街化区域: 67.78km <sup>2</sup> 婦中町 課税していない 市街化区域: 4.53km <sup>2</sup>
大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	該当区域なし
新市	富山市と婦中町の市街化区域が課税対象となります。税率は、平成22年度から0.25%に統一されますが、富山市については、平成18年度から適用されます。婦中町は、平成17年度から平成21年度まで課税されません。納期は、4月、7月、12月、2月とします。

は、平成21年度までは、6分の1ずつ段階的に課税する。  
**都市計画税** 税率は平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成21年度まで課税しない。納期は4月・7月・12月・2月とする。

保育料のモデルケース(父母と子ども1人の家族で、父母の所得税の合計額が60,000円の場合)

父の収入が400万円 所得税額 55,000円  
 母の収入が120万円 所得税額 5,000円  
 所得税額の合計 60,000円

子どもの年齢が3歳以上の場合	子どもの年齢が3歳未満の場合
<b>現行の保育料</b> 国の徴収基準額 27,000円 富山市 23,700円 大沢野町 20,400円 大山町 24,300円 八尾町 20,000円 婦中町 21,000円 山田村 11,500円 細入村 18,000円	<b>現行の保育料</b> 国の徴収基準額 30,000円 富山市 26,500円 大沢野町 22,600円 大山町 28,100円 八尾町 22,000円 婦中町 25,000円 山田村 16,000円 細入村 21,000円
<b>平成22年7月からの保育料</b> 20,200円(見込み)	<b>平成22年7月からの保育料</b> 22,500円(見込み)

(注)平成22年7月からの保育料(見込み)については、平成15年度の国の徴収基準額を基礎に徴収割合を75%とした場合の額です。なお、今後の国の徴収基準額の変更により増減する可能性があります。

- 協定項目11「条例及び規則等の取扱い」について次のとおり、調整方針が承認されました。
  - 協定項目11「条例及び規則等の取扱い」については、各協議項目の協議結果を踏まえ、次の区分により整備する。合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。
  - 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。合併後、逐次制定し、施行させるもの。
  - 協定項目14「使用料・手数料等の取扱い」(その1)について
  - 2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。
- 保育料** 国の基準と同じ7階層区分とし、国



の徴収基準額の概ね75%水準とする。ただし、平成17年度から平成21年度までは経過措置を設け、旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整し、平成22年度に統一した保育料とする。なお、所得税等に基づく毎年の保育料階層区分の認定

は、合併時から7月とする。  
**上下水道事業の料金等**  
 ・水道・簡易水道料 合併時に統一を図り、富山市の料金体系を基本に一元化する。なお、

**旧町村料金を上回る場合の料金**

新市の料金 - (新市の料金 - 旧町村料金) × 減免率  
 減免率 = 平成17年度60%、平成18年度40%、平成19年度20%

参考：一般家庭用口径20mmで1ヵ月30㎡使用した場合の月額の水道・簡易水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円

合併後

- ・大沢野町簡易水道料金1,300円～2,350円(税込み)
- ・山田村の一部の小規模水道料金1,300円(税込み)

**下水道使用料：一般汚水**

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	新市	
料金体系	基本料金 + 従量制						定額 + 人数割 (420円 / 1人当たり)	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一化を図ります。
基本料金	920円	1,000円	1,350円	1,500円	1,600円	2,100円		
超過料金 1㎡当り	通増制	定額制	通増制			無		
	6段階 (126円～270円)	120円	3段階 (160円～210円)	2段階 (150円～160円)	2段階 (160円～180円)	無		
普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%		

注1) 細入村は、未供用のため、掲載していません。  
 注2) 大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

参考：一般家庭・1ヵ月30㎡使用した場合の月額下水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村
3,440円	4,600円	4,550円	4,500円	4,800円	3,360円

注) 山田村については、3人世帯で積算。大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

現富山市の料金表に設定されていない口径30mmの基本料金は、千四十円とし、超過料金は口径25mmに準じるものとする。ただし、大沢野町及び山田村の簡易水道等利用者の一部については、合併後も現在の料金体系を適用し、できるだけ早く一元化に努めるものとする。また、前述ただし書を除く加入者で、新市の料金が旧町村料金を超える場合は、平成17年

度から19年度まで、段階的不均一料金を適用する。

・メーター使用料 合併時に無料とする。

・加入金及び設計審査・工事検査手数料 合併時に富山市の体系を基本に一元化する。ただし、富山市の水道加入金で設定されていない口径30mmは、十八万九千円(税込み)とし、工事検査手数料は、二千元とする。

●協定項目15「公共的団体等の取扱い」について次のとおり、調整方針が承認されました。公共的団体等の取扱いについては、合併後の新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり、統合整備に努めるものとする。

7市町村共通の団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、個々の実情により、統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。  
 各市町村独自の団体については、現行のとりとする。

●協定項目19「国民健康保険事業の取扱い」について次のとおり、調整方針が承認されました。

費用徴収 保険料とする。

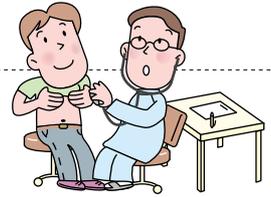
納付回数 4月から翌年3月までの12回とする。

なお、4月、5月は暫定賦課とし、6月から翌年3月までは確定賦課とする。

賦課方式 所得割、均等割、平等割の3方式とし、所得割は、旧ただし書方式とする。

軽減割合 7割・5割・2割とする。

保険料 平成17年度から3年度以内の期間は、



**国民健康保険料（医療分・年額）のモデルケース**

どちらか1人だけ給与収入、又は年金収入がある二人世帯を設定。

7市町村の現行保険料(税額)は、平成15年度の料(税率)で算出。

所得階層区分を、A 33万円以下( 1 ) B 100万円( 2 ) C 200万円で設定

注) 現行4町村において資産割を課税していることから、資産割が課税されない場合は、括弧内の額となります。

**【A 33万円以下の場合】**

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度 (見込み)
24,840	27,540 (18,900)	50,770 (25,200)	19,500	42,970 (23,600)	22,790 (18,300)	14,100	17年～19年度は 不均一の保険料	23,400

1) 均等割・平等割の7割軽減適用(大山町・婦中町は現行の6割軽減適用)をしています。

**【B 100万円の場合】**

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度 (見込み)
124,530	107,280 (98,640)	144,180 (118,610)	92,200	127,280 (107,910)	100,190 (95,700)	67,750	17年～19年度は 不均一の保険料	120,020

2) 均等割・平等割の2割軽減適用(大山町・婦中町は現行の2割軽減適用なし)をしています。

**【C 200万円の場合】**

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度 (見込み)
228,090	191,880 (183,240)	227,180 (201,610)	165,200	200,280 (180,910)	182,390 (177,900)	122,150	17年～19年度は 不均一の保険料	221,620

不均一の保険料を賦課することができる。不均一の保険料を賦課する期間の保険料は、旧市町村ごとに基金等の状況に応じて段階的に調整する。

**出産資金貸付制度** 出産資金一時金の90%を限度として貸付ける。

・協定項目21・12「消防関係事業の取扱い(その1)」について、5項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

**消防本部の位置及び名称** 位置は、現在の富山市消防本部とし、名称は、富山市消防局とする。

・協定項目21・6「商工労働関係事業の取扱い(その2)」について、2項目について、次のとおり、調整方針が承認

**八尾町国民健康保険 大長谷診療所** 現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。

・協定項目23「電算システム統合」について次のとおり、調整方針が承認されました。

統合が必要な電算システムについては、市民サービスの低下を招くことのないよう、原則として、合併時に統合する。統合にあたっては、住民記録・税・福祉保健医療等のオンラインシステムは、ターミナルサーバ方式とし、大量一括処理は、汎用機で行う。

現市町村を結ぶネットワーク基盤については、民間のネットワークを活用する。

**消防署の位置、名称及び所管区域**

・位置 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

・名称 現富山市は現行のとおりとし、各町では、『町』を削除したものとする。

・所管区域 現行のとおり新市に引き継ぐが、山田村は現婦中町消防署、細入村は現大沢野町消防署が所管する。なお、山田村・細入村の拠点は、合併後に検討する。

119番受信 119番通報を集中受信できるように、合併時までに再編する。

各種災害自動指令システム 富山市の例を基本とするシステム(直近選別方式)として、合併時までに再編する。

消防・救急無線システム 消防・救急無線については、合併時までに使用周波数の統一と救急無線機を整備する。消防団無線については、合併時までに2村の消防団車に、消防無線機(受信のみ)を整備する。無線交信については、方式を合併時に再編する。



会議の全内容はケーブルテレビを通じて放映されています



地域住民の負託を受け、選挙で選出された議会関係委員からは、合併協議を進める上で、重要な発言が多く出されます

されました。

**新規企業立地促進事業・制度**

- ・ **用地・建物・設備の取得費補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、新市単独で取得費の5%、限度額1億円を補助する。
  - ・ **工場等の設置における固定資産に係る補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。
- なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助する。

- ・ **用地に係る経費補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。賃借料に係る補助は、合併後、新市において検討する。
- ・ **環境保全施設に係る工事費補助制度** 工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置及び公害防止設備の設置については、合併時に、富山市の例により統合する。未整備用地の廃



新市建設計画策定を含む全体のスケジュールを問う委員

- ・ **再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資に係る補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。
- ・ **工場等の新增設に際する新規雇用者に係る補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。
- ・ **集団化・高度化による工場等の設置に係る補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。
- ・ **集団化・高度化による共同施設の設置に係る経費補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。
- ・ **周辺の公共的施設整備(市町村直接投資)** 合併後、地域の実情に合わせ、整備する。
- ・ **中小企業向け融資制度等**
- ・ **融資制度** 合併時に、富山市の例により統合する。なお、その他の融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぐ。
- ・ **保証料助成制度** 合併時に、富山市の保証料助成制度に統合する。

棄物処理施設、排水路等の整備費は、合併時に、婦中町の例により統合する。

・ **福利厚生施設設置に係る工事費補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。

・ **消費装置設置に係る工事費補助制度** 合併時に、富山市の例により統合する。

**報告**

- ・ **利子助成制度** 合併時に、富山市の利子助成制度に統合する。なお、既往の融資分については新市に引き継ぐ。
- ・ **損失補償制度** 合併時に、富山市の損失補償制度に統合する。なお、既往の融資分については新市に引き継ぐ。

・ 事務事業一元化の調整結果について  
2月20日現在の進捗状況として、88%の事務事業が協議済みである旨報告されました。

・ 第5回市町村建設計画策定委員会からの報告について

第4回市町村建設計画策定委員会での意見と対応について意見への対応を協議した結果を受け、訂正、修正された内容が報告されました。

新市建設計画(素案)第5章の主要事業について表現の正確性や分かりやすさを再検討し、第6章「公共的施設の統合整備」及び第7章「財政計画」部分も含め、次回の策定委員会で協議する旨、また、次回の開催が4月上旬になる旨報告されました。

**【その他 委員から出された意見等】**

新市建設計画の第7章、「財政計画」の作成にあたって、『議員の定数及び任期』の問題も関連することから、この件について、何時ごろまでに意向を取り纏められるのかとの意見が出されたことに対し、関係委員から「3月末には一定の方向性を出し、4月の協議会には提案できるよう調整していきたい」との意向が示されたことを受け、議長から、合併に向けた全体スケジュール等を踏まえ、是非、その方向で協議を進めてもらいたい旨の要請がありました。

## みんなの広場コーナー

### 住民説明会が4市町村で開催されました

第10回・第11回の富山地域合併協議会で示された新市（富山市）のサービスと負担について、その調整内容を説明するとともに、住民の皆さんのご意見をお聴きするため、富山市、婦中町、山田村、細入村で住民説明会が開催されました。



富山市における住民説明会（2月22日、会場：県民会館）



婦中町における住民説明会  
（2月28日、会場：ふれあい館ふれあいホール）



山田村における住民説明会（2月13日、会場：中央公民館）



細入村における住民説明会（2月29日、会場：中央公民館）

具体的なサービス内容や公共料金の変化などが示されたことから、4会場とも多くの住民の方々が参加され、活発な議論が交わされていました。



協議会や策定委員会の会議内容は、協議会ホームページで紹介しています。また、『協議会だより』で掲載しきれない会議資料等（例えば、7市町村現況比較資料など）を希望される方は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

合併に関するご意見・ご質問があれば、事務局までご連絡ください。

### 富山地域合併協議会事務局

〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL076-431-3422 FAX076-431-3423

ホームページアドレス <http://ww2.ctt.ne.jp/tgpi-01/>

Eメールアドレス [tgpi-13@pe.ctt.ne.jp](mailto:tgpi-13@pe.ctt.ne.jp)

この用紙は再生紙、インキは大豆油インキを使用しています。

